

◎家庭を訪問するサービス

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭で、利用者に対し食事・入浴などの身体介護や、料理・掃除などの援助を行います。
訪問入浴介護	入浴設備を積んだ車などで家庭を訪問し入浴介助を行います。
訪問看護	看護師が家庭を訪問し、医師と連絡を取りながら病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師などが家庭を訪問し、心身の状態や生活環境に基づいた医学的な管理や指導を行います。

◎日帰りで通うサービス

通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴の介護や日常動作訓練などのサービスが受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や老人保険施設に通い、理学療法士や作業療法士による機能回復訓練が受けられます。

◎短期入所サービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所しながら、食事・入浴などの日常生活上の介護が受けられます。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	老人保険施設や医療機関などに短期間入所しながら機能訓練や日常生活上の介護が受けられます。 *滞在費・食費は実費となりますが、市民税課税状況で負担額が1〜4段階に分かれています。 (市町村の介護高齢者窓口で相談・申請してください)

◎特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなど)	特定施設に入居している方が、介護予防を目的とした入浴や食事等の介護や機能訓練および療養上の介護を受けることができます。
----------------------------	---

◎福祉用具の貸与や住宅改修

福祉用具の貸与・購入	〈購入品目〉腰掛便座・特殊尿器・簡易浴槽・入浴補助用具・移動用リフトのつり具の部分。 〈貸与品目〉(レンタル用品)車いす・床ずれ防止用具・体位変換器・特殊寝台(電動ベッド)・リフト・認知症老人徘徊感知機・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖。*介護度により利用できる品目が異なります。
住宅改修費の支給	住居内の段差解消や手すり設置等に要する費用を支給します。*工事着工前に申請が必要です。